

○国土交通省告示第七百九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（第二において「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全にできる階段の構造方法は、小学校における児童用の階段であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法が、それぞれ、百四十センチメートル以上、十八センチメートル以下及び二十六センチメートル以上であること。
- 二 階段の両側に、手すりを設けたものであること。
- 三 階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること。

第二 令第二十三条第二項の規定は第一第一号の踏面の寸法について、同条第三項の規定は同号の階

段及びその踊場の幅について準用する。

附 則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。